

おくやみ ハンドブック

～ご遺族のための手続き案内～

近江八幡市

おくやみ窓口のご案内

ご家族や大切な方がお亡くなりになった後の
市役所における各種手続きをご案内します。

《本庁舎でのおくやみ窓口は**予約制**です》

予約は、オンライン予約をご利用ください。

スマホ等で二次元コードを読み込んで詳細をご入力ください。



予約受付時間: **24時間受付可能** 予約は、来庁希望日の**2ヶ月前**までにお申し込みください。

※電話でのご予約も可能です。ご希望の方は、本冊子1ページをご覧ください。

※安土町総合支所でのおくやみ手続きは予約不要です。

予約当日は、市民課（市役所本庁舎1階）へ直接お越しください。

※内容によっては、全ての手続きが一度で終わらない可能性があります。

ご遺族の皆さまへ

故人様のご逝去を悼み、謹んでお悔み申し上げます。
近江八幡市では、ご遺族が行う市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。ご不明な点がございましたら、各担当窓口までお問い合わせください。

事前準備について

近江八幡市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、
詳しい情報が必要な場合は、
各種手続きページをご覧ください。



STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、
お問い合わせください。

STEP 3 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、
近江八幡市役所または安土町総合支所へお越しください。

おくやみ窓口を電話予約される場合

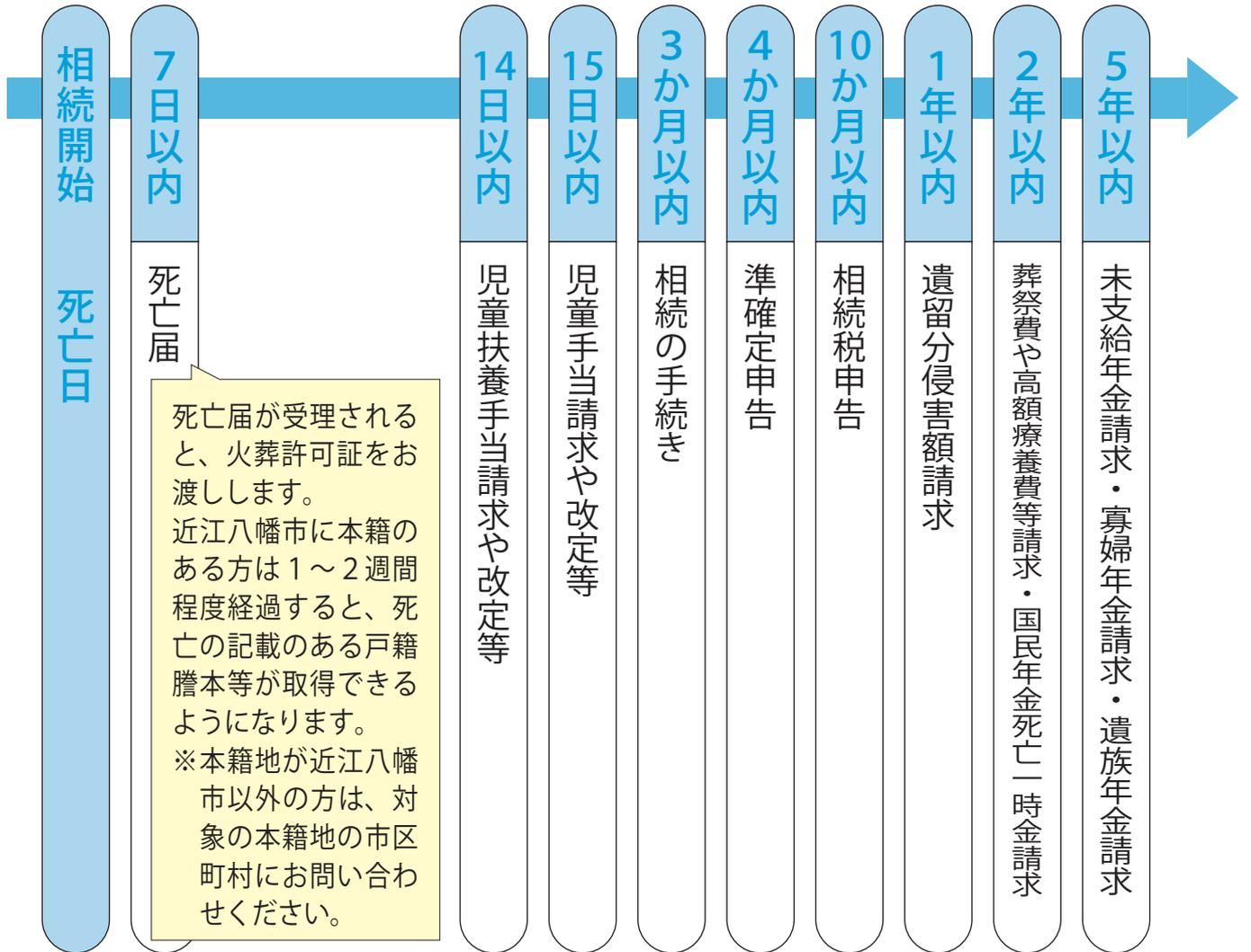
市民課（市役所本庁舎1階）：☎0748-36-5500

予約受付時間：8：30～17：00（土日祝日を除く）

予約は、**利用希望日の2開庁日前まで**にお申し込みください。
（例：利用希望日が月曜日の場合、予約締切は前週の木曜日です。）

※ご予約なしでもご利用いただけますが、予約優先のため混雑時は待ち時間が発生する旨、ご了承ください。

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）



死亡届が受理されると、火葬許可証をお渡しします。
 近江八幡市に本籍のある方は1～2週間程度経過すると、死亡の記載のある戸籍謄本等が取得できるようになります。
 ※本籍地が近江八幡市以外の方は、対象の本籍地の市区町村にお問い合わせください。

MEMO



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	3人以上の世帯の世帯主だった	P.5
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・マイナンバー通知カードを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードを持っていた	P.6
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.7
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	福祉医療費の助成を受けていた	P.11
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.15
	<input type="checkbox"/>	市民税・県民税が課税されていた	
	<input type="checkbox"/>	固定資産税が課税されていた(土地・家屋を所有していた)	P.16
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.17
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または要介護認定を受けていた	P.18
	<input type="checkbox"/>	「介護保険 要介護・要支援認定申請書」を申請中だった	P.19
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.21

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー券を利用していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	自動車燃料費助成券を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	障害福祉、通所支援給付サービスを利用していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援サービスを利用していた	
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	保育所・幼稚園等に入所している子どもがいる	
	<input type="checkbox"/>	放課後児童クラブを利用している	P.27
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭になった(18歳未満の児童がいる方) ※満18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童	
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中であった	
その他	<input type="checkbox"/>	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	
	<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用していた	
	<input type="checkbox"/>	道路を占用していた	P.30
	<input type="checkbox"/>	河川用地または水路用地を占用していた	
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.31
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に住んでいた	
	<input type="checkbox"/>	市内にある農地を所有していた	P.32
<input type="checkbox"/>	安土墓地公園を使用していた	P.33	

1. 住民登録に関する手続き

3人以上の世帯の世帯主であった

手続き 世帯主の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が3人以上の世帯の世帯主であった場合、世帯主変更届が必要です。 ※単独世帯または2人世帯の場合、手続きは不要です。	世帯主が亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	亡くなられた方と同世帯の方 ※別世帯の方が届出する場合は「委任状」
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 市役所に来庁する方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等)	本庁舎1階 市民課 ☎ 0748-36-5500

マイナンバーカード・マイナンバー通知カードを持っていた

手続き なし

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のカードの返還は不要です。 ※相続などの各種手続きで、亡くなられた方の個人番号(マイナンバー)を求められる場合がありますので、手続きが完了するまではカードを保管しておいてください。	なし
	手続き可能な人
	なし
必要なもの	問い合わせ先
なし	本庁舎1階 市民課 ☎ 0748-36-5500

住民基本台帳カードを持っていた

手続き なし

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のカードの返還は不要です。	なし
	手続き可能な人
	なし
必要なもの	問い合わせ先
なし	本庁舎 1階 市民課 ☎ 0748-36-5500

印鑑登録をしていた

手続き なし

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のカードの返還は不要です。	なし
	手続き可能な人
	なし
必要なもの	問い合わせ先
なし	本庁舎 1階 市民課 ☎ 0748-36-5500

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き 国民健康保険の資格喪失手続き

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、資格喪失届を提出してください。 また、不正使用等を防ぐために被保険者証を回収します。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（亡くなられた方のもの） <input type="checkbox"/> 本人確認書類（来庁者のもの） <input type="checkbox"/> 世帯主及び亡くなられた方のマイナンバー確認書類	本庁舎1階 保険年金課 ☎ 0748-36-5501

手続き 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期 限
被保険者が世帯主であった場合は、世帯主変更手続きが必要です。 まず市民課で世帯主変更をしてください。（5ページ）	世帯主が変わったときから 14日以内
	手続き可能な人
	亡くなられた方と同世帯の方 ※別世帯の方が届出する場合は 「委任状」
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（来庁者のもの） <input type="checkbox"/> 旧世帯主及び新世帯主のマイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（世帯全員分）	本庁舎1階 保険年金課 ☎ 0748-36-5501

国民健康保険に加入していた

手続き 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。</p> <p>※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。</p>	<p>葬祭を行った日の翌日から2年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>葬祭執行者（喪主）</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 請求される方（喪主）の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（亡くなられた方のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 会葬ハガキまたは葬儀領収書など葬祭を行った方（喪主）の氏名が確認できるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（葬祭を行った方のもの）</p>	<p>本庁舎 1階 保険年金課 ☎ 0748-36-5501</p>

手続き 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立て申請ができます。</p>	<p>診療月の翌月1日から2年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 本人確認書類（相続人のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 預金通帳等（相続人のもの）</p>	<p>本庁舎 1階 保険年金課 ☎ 0748-36-5501</p>

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届を提出してください。	亡くなられた日から約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類 ※法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 ※指定相続人の場合：遺言書の写し等 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（来庁者のもの）	本庁舎1階 保険年金課 ☎ 0748-36-5501

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険者証を回収しています。 ※返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証（亡くなられた方のもの）	本庁舎1階 保険年金課 ☎ 0748-36-5751
	オンライン申請・郵送手続きの可否
	郵送手続き可

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。</p> <p>※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。</p>	<p>葬祭を行った日の翌日から 2年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>葬祭執行者（喪主）</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 請求される方（喪主）の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証（亡くなられた方のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 会葬ハガキまたは葬儀領収書など葬祭を行った方（喪主）の氏名が確認できるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（葬祭を行った方のもの）</p>	<p>本庁舎 1階 保険年金課 ☎ 0748-36-5751</p>

手続き 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立て申請ができます。</p>	<p>診療月の翌月1日から2年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 本人確認書類（相続人のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 預金通帳等（相続人のもの）</p>	<p>本庁舎 1階 保険年金課 ☎ 0748-36-5751</p>

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
<p>後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。</p> <p>独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届を提出してください。</p> <p>なお、既に送付先指定届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はありません。</p> <p>※お電話でご連絡いただければ別送届を郵送でお送りします。</p>	<p>亡くなられた日から約2週間以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類 ※法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 ※指定相続人の場合：遺言書の写し等</p> <p><input type="checkbox"/> 本人 確認書類（来庁者のもの）</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>本庁舎 1階 保険年金課 ☎ 0748-36-5751</p>
	<p>オンライン申請・郵送手続きの可否</p> <p>郵送手続き可</p>

福祉医療費の助成を受けていた

手続き 福祉医療費助成受給券の返却及び資格喪失届、償還払いの手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が福祉医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。</p>	<p>診療月の翌月1日から5年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類（相続人のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 福祉医療費助成受給券（亡くなられた方のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書</p> <p><input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座の分かるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>本庁舎 1階 保険年金課 ☎ 0748-36-5501</p>

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 未支給年金、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金等の請求

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方と請求者の基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。</p> <p>※受給していた年金が老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。</p> <p>※受給していた年金が老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤル等へお問い合わせください。</p>	<p>年金の種類によって異なります。</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族の方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>どの手続きに該当するかは来庁時に調査し、担当窓口で必要書類をご説明します。</p> <p>〈主に必要なもの〉</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の基礎年金番号が分かるもの (年金証書、年金手帳など)</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の続柄が確認できる 戸籍謄本の写し(コピー不可、原本提示)</p> <p><input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書(世帯、住所が異なる場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類(代理の場合は委任状も必要)</p>	<p>本庁舎 1階 保険年金課 ☎ 0748-36-5502</p> <p>草津年金事務所 ☎ 077-567-2220</p> <p>ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165</p>

MEMO

共済年金に加入または受給していた

手続き 未支給年金、遺族年金等の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方と請求者の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	手続きによって異なります。
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	亡くなられた日から10日以内
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 (紛失した場合はJA窓口で紛失届を提出) <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日と請求する方との続柄がわかる除籍や戸籍の謄本 <input type="checkbox"/> 請求する方名義の通帳	安土町総合支所2階 農業委員会事務局 ☎ 0748-36-5520

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	本庁舎1階 収納課 ☎ 0748-36-5504

市民税・県民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただきます。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定（変更）届」に必要事項を記入し、提出してください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定（変更）届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。	相当な期間（概ね3か月）
	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
なし	本庁舎1階 税務課 ☎ 0748-36-5505
	オンライン申請・郵送手続きの可否 郵送手続き可

固定資産税が課税されていた（土地・家屋を所有していた）

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

<p>手続き詳細</p> <p>相続登記が完了するまでの間、固定資産を管理する方（相続人）の住所、氏名など必要な事項を記入した「相続人代表者指定（変更）届」を提出してください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定（変更）届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p>	<p>期 限</p> <p>固定資産を現に所有することを 知った日の翌日から3か月を経過した日まで</p> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（口座振替を希望する場合のみ）</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>本庁舎1階 税務課 ☎ 0748-36-5506</p> <p>オンライン申請・郵送手続きの可否</p> <p>郵送手続き可</p>

MEMO



4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	亡くなられた日から 30 日以内
	手続き可能な人 ①相続人 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要です。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	本庁舎1階 税務課 ☎ 0748-36-5505

手続き 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15 日以内
	手続き可能な人 ①相続人 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要です。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類(戸籍謄本等) <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	本庁舎1階 税務課 ☎ 0748-36-5505

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または要介護認定を受けていた

手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	ひまわり館1階 介護保険課 ☎ 0748-33-3511
	オンライン申請・郵送手続きの可否
	郵送手続き可

手続き 送付先変更申請書の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険に関する案内の送付先を指定していただく必要があるため、「介護保険関連通知等 送付先変更申請書」を提出してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）	ひまわり館1階 介護保険課 ☎ 0748-33-3511
	オンライン申請・郵送手続きの可否
	郵送手続き可

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または要介護認定を受けていた

手続き 介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書の届出（高額介護サービス費の返還がある方のみ）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方について高額介護サービス費の返還がある場合、払い戻し先を指定していただく必要があるため、介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書の届出をしてください。	なし
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 払い戻し先の口座情報が分かるもの（通帳等）	ひまわり館1階 介護保険課 ☎ 0748-33-3511
	オンライン申請・郵送手続きの可否
	郵送手続き可

「介護保険 要介護・要支援認定申請書」を申請中だった

手続き 介護保険課へ連絡

手続き詳細	期 限
本人（被保険者）が亡くなられた事を介護保険課までご連絡ください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	ひまわり館1階 介護保険課 ☎ 0748-33-3511

6. 福祉(障がい)に関する手続き

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳	ひまわり館2階 障がい福祉課 ☎ 0748-31-3711

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの	ひまわり館2階 障がい福祉課 ☎ 0748-31-3711
	オンライン申請・郵送手続きの可否
	郵送手続き可

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の受給資格者の死亡届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの	ひまわり館2階 障がい福祉課 ☎ 0748-31-3711
	オンライン申請・郵送手続きの可否
	郵送手続き可

6. 福祉(障がい)に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き(受給者死亡)

手続き詳細	期 限
受給者の死亡に伴い、新たに対象児童を監護・養育する方は、改めて特別児童扶養手当の認定の請求を行うことになります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 死亡診断書(受給者の死亡の事実が分かる書類) ※省略出来る場合あり <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(発行日から1か月以内。請求者と対象児童のもの) <input type="checkbox"/> 診断書(診断の日から2か月以内。所定の様式あり) ※省略出来る場合あり <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳 (対象児童のもの、所持している場合) ※省略出来る場合あり <input type="checkbox"/> 請求者の口座番号確認書類(預金通帳またはキャッシュカード) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、またはマイナンバーが記載された住民票の写し(児童、扶養義務者にあたる方全員のマイナンバーが分かるもの) 【未支払手当がある場合】 <input type="checkbox"/> 相続人の口座番号確認書類(預金通帳またはキャッシュカード) 【未支払手当がある場合】 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 死亡診断書(受給者の死亡の事実が分かる書類) ※省略出来る場合あり 【未支払手当がある場合】 <input type="checkbox"/> 対象児童のマイナンバーカード、マイナンバー通知カード、またはマイナンバーが記載された住民票の写し	ひまわり館2階 障がい福祉課 ☎ 0748-31-3711 オンライン申請・郵送手続きの可否 郵送手続き可

MEMO

特別児童扶養手当を受給していた

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当の資格喪失等の手続き（児童死亡）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きが必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
	ひまわり館2階 障がい福祉課 ☎ 0748-31-3711
	オンライン申請・郵送手続きの可否 郵送手続き可

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が有効期間内の自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	ひまわり館2階 障がい福祉課 ☎ 0748-31-3711

6. 福祉(障がい)に関する手続き

福祉タクシー券を利用していた

手続き 福祉タクシー券の喪失届と未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未使用分の福祉タクシー券(亡くなられた方のもの)	ひまわり館2階 障がい福祉課 ☎ 0748-31-3711

自動車燃料費助成券を利用していた

手続き 自動車燃料費助成券の喪失届と未使用分の自動車燃料費助成券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自動車燃料費助成券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の自動車燃料費助成券があれば返却してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未使用分の自動車燃料費助成券(亡くなられた方のもの)	ひまわり館2階 障がい福祉課 ☎ 0748-31-3711

障害福祉、通所支援給付サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証、通所支援受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉、通所支援給付サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉、通所支援給付サービス受給者証の返却または保護者変更が必要です。また、受給している児童が亡くなった場合には障害福祉、通所支援給付サービス受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 障害福祉、通所支援給付サービス受給者証 (亡くなられた方のもの)	ひまわり館2階 障がい福祉課 ☎ 0748-31-3711

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更が必要です。また、受給している児童が亡くなった場合には地域生活支援サービス受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 地域生活支援サービス受給者証 (亡くなられた方のもの)	ひまわり館2階 障がい福祉課 ☎ 0748-31-3711

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

【受給者の場合】

手続き 受給者変更手続き・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更・資格喪失につき、手続きが必要です。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて 15 日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード等口座番号確認書類（公金受取口座の利用を希望する方は不要） <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類	本庁舎 2 階 こども家庭センター ☎ 0748-36-5562
	オンライン申請・郵送手続きの可否
	オンライン申請可 郵送手続き可

【お子様の場合】

手続き 資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなられた場合、資格喪失等につき、手続きが必要です。	原則、対象児童が亡くなられた日の翌日から数えて 15 日以内
	手続き可能な人
	受給者
必要なもの	問い合わせ先
なし	本庁舎 2 階 こども家庭センター ☎ 0748-36-5562
	オンライン申請・郵送手続きの可否
	オンライン申請可 郵送手続き可

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当の資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、未支払いの児童扶養手当及び受給者の変更・資格喪失につき、手続きが必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 ご遺族の方など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（対象児童名義のもの） ※公金受取口座の利用を希望する方は不要	本庁舎 2 階 こども家庭センター ☎ 0748-36-5562

保育所・幼稚園等に入所している子どもがいる

手続き 保育所・幼稚園等の手続き

手続き詳細	期 限
保育所・幼稚園等に入所している子どもの保護者が亡くなった場合、幼児課で手続きが必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 原則、保護者
必要なもの	問い合わせ先
なし	本庁舎 2 階 幼児課 ☎ 0748-36-5507
	オンライン申請・郵送手続きの可否 オンライン申請可 郵送手続き可

7. 子どもに関する手続き

放課後児童クラブを利用している

手続き 放課後児童クラブの手続き

手続き詳細	期 限
保護者の方が亡くなられた場合は、現在ご利用中の放課後児童クラブへ連絡が必要です。 ※放課後児童クラブにより持ち物・提出様式は異なります。事前にご利用の放課後児童クラブにご確認ください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	保護者
必要なもの	問い合わせ先
	本庁舎 2 階 子育て政策課 ☎ 0748-36-5524

ひとり親家庭になった(18歳未満の児童がいる方)

※満18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童

手続き 児童扶養手当の受給申請手続き

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなり、ひとり親家庭となった場合は、児童扶養手当の受給の対象となる場合があります。市役所こども家庭センターにお問い合わせください。 ※ひとり親家庭福祉医療制度に該当する場合があります。詳しくは保険年金課にお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 支給申請する父(母)または養育者及び支給対象の児童の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 銀行の通帳(申請者名義のもの) <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証(父または母及び支給対象の児童のもの) <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉を使えるもの) <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書(持ち家の場合は不要) <input type="checkbox"/> マイナンバー記載の書類(通知カード等) <input type="checkbox"/> 身分証明書(運転免許証等) <input type="checkbox"/> その他(支給要件によっては、他の書類が必要な場合がありますので詳しくはお問い合わせください。) ※提出書類は請求前1か月以内の日付けのものがが必要です。	本庁舎 2 階 こども家庭センター ☎ 0748-36-5562

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要です。 ※家族内の変更に限り、お電話等でご連絡いただければ受付します。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	本庁舎 1階 ⑰番窓口 水道事業所 上下水道総務課 ☎ 0748-36-5548

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 下水道事業受益者異動届書の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 関係者（複数いる場合は代表者） 土地又は建物を相続する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 下水道事業受益者異動届書	水道事業所 上下水道施設課 ☎ 0748-36-5537
	オンライン申請・郵送手続きの可否 郵送手続き可

9. その他の手続き

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き し尿くみ取りの廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの取消または利用登録の変更手続きが必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	本庁舎2階 生活環境課 ☎ 0748-36-5509

家財整理をしたい

手続き 環境エネルギーセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
環境エネルギーセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、センターの計量所職員に提示してください。 ※一部センターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が近江八幡市外の場合は搬入できません。	なし(搬入日当日にお持ちください)
	手続き可能な人
	基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 (直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等)	本庁舎2階 生活環境課 ☎ 0748-36-5509

浄化槽を使用していた

手続き 廃止または休止の手続き

手続き詳細	期 限
管理者の方がお亡くなりになられた場合は、管理者の変更届が必要です。	亡くなられた日から 30 日以内
	手続き可能な人
	基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	本庁舎2階 環境政策課 ☎ 0748-36-5593

道路を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占有許可を廃止する場合は占有廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。添付書類として、占有許可書の写しと申請時の資料が必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【道路占有の廃止】 <input type="checkbox"/> 占有廃止届及び占有許可書の写し 【名義の変更】 <input type="checkbox"/> 道路占有申請書及び表記されている添付書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	安土町総合支所1階 土木課 ☎ 0748-36-5518 オンライン申請・郵送手続きの可否 郵送手続き可

河川用地または水路用地を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続きをしてください。占有許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【準用河川占有許可の名義変更】 <input type="checkbox"/> 権利譲渡承認申請書 【準用河川占有許可の名義変更（相続される場合）】 <input type="checkbox"/> 地位継承届 【準用河川占有許可の廃止】 <input type="checkbox"/> 許可申請書及び工作物の除去（乙の4） 【法定外公共物占有許可の名義の変更】 <input type="checkbox"/> 近江八幡市法定外公共物占有権利譲渡等承認申請書及び表記されている添付書類 【法定外公共物占有許可の名義の変更（相続される場合）】 <input type="checkbox"/> 近江八幡市法定外公共物占有者地位継承届出書及び表記されている添付書類 【法定外公共物占有許可の廃止】 <input type="checkbox"/> 近江八幡市法定外公共物占有終了・廃止届出書	【一級河川】 滋賀県東近江土木事務所 管理調整課 ☎ 0748-22-7740 【一級河川以外】 安土町総合支所1階 土木課 ☎ 0748-36-5518 オンライン申請・郵送手続きの可否 郵送手続き可

9. その他の手続き

犬を飼っていた

手続き 飼い主の変更手続き

手続き詳細	期 限
新しい飼い主が近江八幡市以外の場合は、居住する市区町村へ届出してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	所有者の家族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 犬の登録事項変更届	本庁舎2階 生活環境課 ☎ 0748-36-5509
	オンライン申請・郵送手続きの可否
	オンライン申請可 郵送手続き可

市営住宅に住んでいた

手続き 返還手続き

手続き詳細	期 限
名義人が亡くなり、市営住宅を退去する場合、返還手続きが必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	同居者(単身入居者の場合は相続人)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 市営住宅返還届 等 <input type="checkbox"/> 返還月の家賃(現金払い)	安土町総合支所2階 市営住宅課 ☎ 0748-36-5511

手続き 承継承認手続き

手続き詳細	期 限
名義人が亡くなり、ご家族の方が引き続き入居する場合、承継承認手続きが必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	承継者(承継要件有)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 市営住宅入居承継承認申請書 等 <input type="checkbox"/> 名義人との続柄が分かる戸籍謄本 等	安土町総合支所2階 市営住宅課 ☎ 0748-36-5511

市営住宅に住んでいた

手続き 同居者変更手続き

手続き詳細	期 限
入居されているご家族の方が亡くなられた場合、同居者変更届の提出が必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	名義人（同居者でも可）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 市営住宅同居者変更届	安土町総合支所2階 市営住宅課 ☎ 0748-36-5511
	オンライン申請・郵送手続きの可否
	郵送手続き可

市内にある農地を所有していた

手続き 農地の相続の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が農地を所有していた場合、農地の相続の手続きが必要です。法務局への相続登記終了後に手続きを行ってください。	相続登記終了後、速やかに
	手続き可能な人
	農地を相続した人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農地法第3条の3第1項の規定（相続）による届出書 <input type="checkbox"/> 誰がどの農地の権利を取得したのか確認できる書類（登記完了証、該当地全筆分の全部事項証明書の写しなど）	安土町総合支所2階 農業委員会事務局 ☎ 0748-36-5520
	オンライン申請・郵送手続きの可否
	郵送手続き可

9. その他の手続き

安土墓地公園を使用していた

手続き 墓地の承継の手続き

手続き詳細	期 限
市営墓地及び供養施設の利用者が亡くなった場合、親族間における承継手続きが必要です。	承継者決定後、速やかに
	手続き可能な人
	相続する方（もしくはその親族）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 墓地・供養施設使用許可証 <input type="checkbox"/> 相続する方の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続する方の住民票（本籍が記載されたもの） ※1 書類はいずれも原本（コピー不可）。 ※2 相続する方によっては、亡くなった方と相続する方の続柄が繋がる間の戸籍も必要です。	安土町総合支所2階 安土未来づくり課 地域振興グループ ☎ 0748-46-7207
	オンライン申請・郵送手続きの可否
	郵送手続き可

MEMO



市内にある家を所有していた

案内 空き家の適正な管理

手続き詳細	期 限
<p>建物は使わないと想像以上に早く傷んでしまいます。管理が行き届かず、瓦や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れるなどして、他人がケガをしたり、家や車に被害が及ぶ危険もあります。その場合、所有者が責任を負うこととなります。定期的に点検、管理を行いましょう。</p> <p>近江八幡市では空き家対策の総合窓口を設けています。建物が空き家になる可能性がある場合、ご相談ください。</p>	<p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>家を相続した人 ※相続登記のルールが大きく変わりました。詳しくは41ページをご確認ください。</p>
必要なもの	問い合わせ先
	<p>空き家対策総合窓口 安土町総合支所1階 住宅施策推進室 ☎ 0748-36-5787</p>

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、亡くなられた方の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1か月以内	近江八幡税務署 ☎ 0748-33-3141
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO



少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
軽自動車を所有していた	<input type="checkbox"/>	軽自動車の手続き（亡くなられた日から15日以内）	軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-1843
軽二輪・小型二輪を所有していた	<input type="checkbox"/>	軽二輪・小型二輪の廃車手続き（亡くなられた日から15日以内）	滋賀運輸支局 ☎ 050-5540-2064
普通自動車を所有していた	<input type="checkbox"/>	普通自動車の名義変更手続き（相続）	
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	近江八幡警察署 ☎ 0748-32-0110
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者移転（相続）登記など	大津地方法務局 東近江出張所 ☎ 0748-22-0494
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただきながら、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

相続に関する手続きチェックリスト

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要です。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要です。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要です。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

家系図 (3親等内の親族)

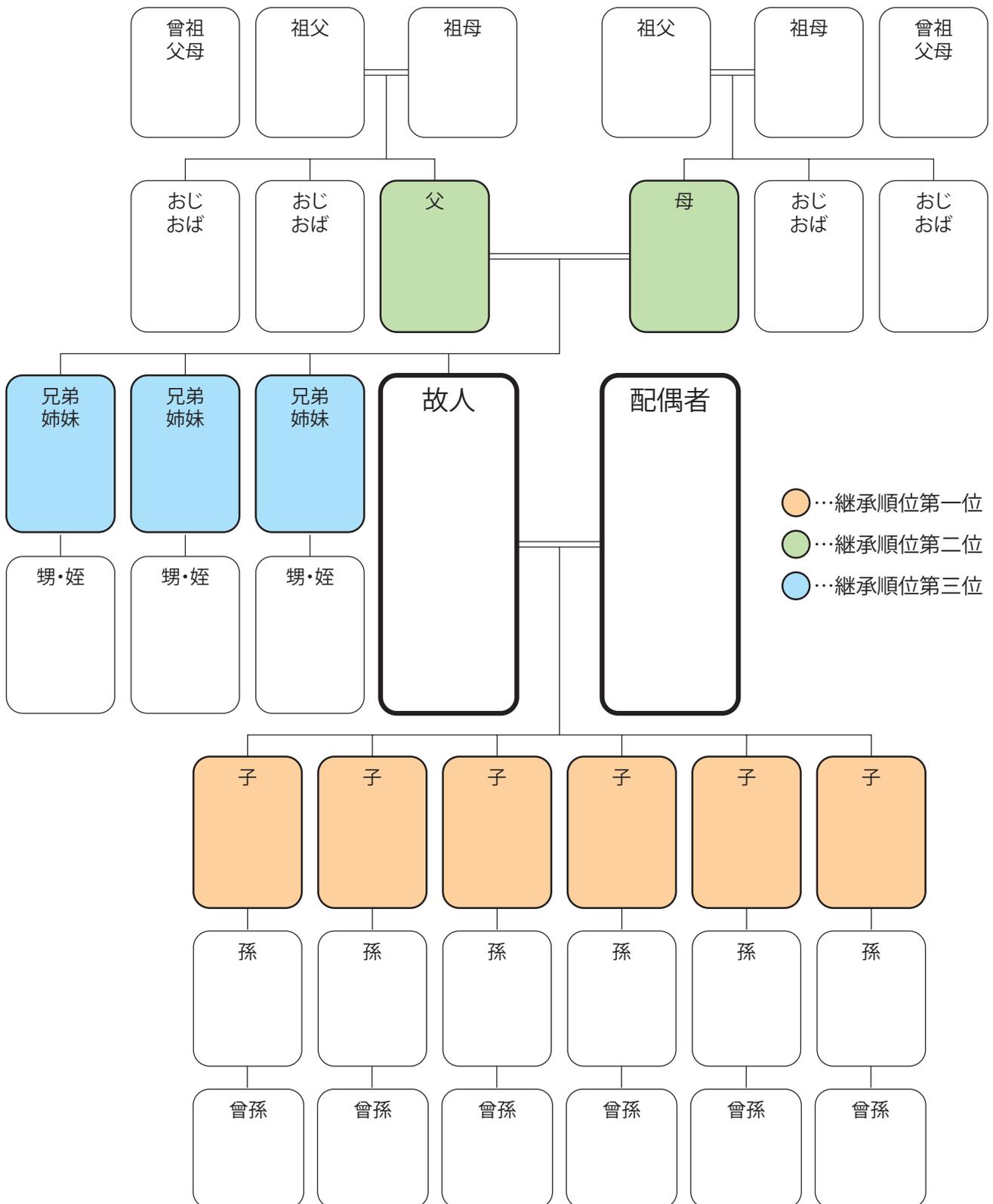
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

亡くなられた方の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

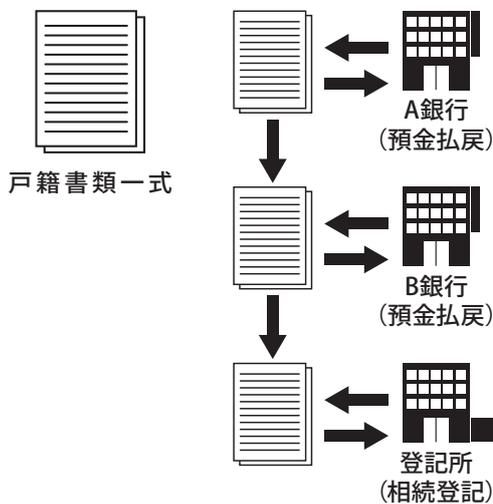
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

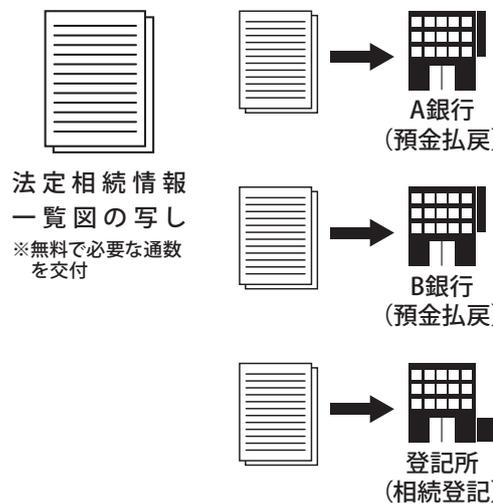
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

(宛先)近江八幡市長

年 月 日

[委任者(頼む方)]

【住所】

【氏名】

【生年月日】 大・昭・平 年 月 日

【平日昼間に連絡が取れる電話番号】 — —

【亡くなられた方のお名前】

の死亡に伴う下記の事項について、次の者を委任します。

【代理人 (頼まれて窓口に来る方)]※代理人についても必ず委任者自身が記入してください。

【住所】

【氏名】

【電話番号】

※代理人は本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)を提示してください。

[委任事項](該当する項目に☑を付けてください。)

- 世帯主変更届に関する事
- 未支給年金又は遺族年金等の請求及び相続手続きに必要となる戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- 国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険、福祉医療、介護保険、児童手当、障がい福祉、市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税)に関する届出
- 近江八幡市税に関する証明書の請求・受領及び公簿閲覧に関する事
- その他、所得証明書、固定資産評価証明書等の交付申請手続きを委任したい場合、どなたの、どの証明書が何枚必要かを具体的に記入してください。

「相続」がわからない、「争族」がこわい！

相続のお悩みは 地元の税理士にお任せください

さわだ ただちか
澤田匡央税理士事務所



当事務所は、**地域密着型**のまちの税理士事務所です。
個人・法人を問わず、様々な相続のお悩みを解決してまいりました。

＼ 様々な相続の「?」、何でもご相談ください。 ＼

無料相談会
実施

一貫サポート
体制

年間
50件以上
の実績

近江八幡市在住の方からの相談を多数承っております。



さわだ ただちか
代表税理士 澤田匡央



SAWADA TADACHIKA TAX ACCOUNTANT OFFICE

澤田匡央税理士事務所

☎ 0748-36-2817

営業時間 平日 9:00~18:00
即日のご相談可能です。
お気軽にお電話ください。

近江八幡市中村町 20-15 コルージャビル 3F
Email: info@sawada-cpta.com

アクセスは
こちらから



ホームページは
こちらから



本誌ご持参のうえご相談いただいた方に「まんがでわかる家族信託」プレゼント

「遺品整理サービス」のご案内

遺品の整理

はお済み でしょうか？

「こんな心配事ありませんか？」

料金の
仕組みを
知りたい



業者の
対応スピードを
知りたい



業者の
選び方を
知りたい



安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了まで
お客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします。

POINT 1 選べる見積もり方法

現地訪問のほか、ビデオ通話や写真送付による簡易
見積も可能です。(※一部業者を除く)

POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが一人ひとり
に寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 優良業者を厳選紹介

東証プライム上場の鎌倉新書が、遺品整理で実績の
ある業者を紹介するので安心です。

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

☎ 0120-964-850

受付時間 9時-18時(年中無休)

安心できる遺品整理



「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。



相続手続きの専門家!

「**全国ネットワーク**」で豊富な経験と実績

相続手続きは
何から始めたら
いいんだろう



不動産の名義変更は
難しそう...

相続に税金はかかるの?

遺産の分け方...
不安なんだけど



次の相続も
心配なんだけど...

遺品や不動産も処分したい
けど...

複雑な手続きを丸ごと・的確にサポートいたします。

初回2時間以内の無料相談実施中(要予約・土日祝も可能)

☎0748-36-5114

受付
時間

9:00~18:00
(日・祝を除く)

相続手続き支援センター滋賀

〒523-0893

滋賀県近江八幡市桜宮町294番地 YP-1 3F

🌐 <https://souzoku-shiga.jp/>

✉ center@souzoku-shiga.jp



毎月10名様限定、
無料相談をお申込み
された方に
「エンディングノート」
または「もしかカード」
のいずれかを
プレゼント



この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を近江八幡市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。

発 行 近江八幡市
編集 / 制作 株式会社鎌倉新書
発行年月 2024年6月作成